

平成24年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(3日目)

開 会 平成24年3月19日

閉 会 平成24年3月19日

仁 木 町 議 会

## 平成24年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日時 平成24年3月19日（月曜日）午前9時30分 開会

◆場所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 報告第1号 平成24年度各会計予算特別委員会報告書
- 議案第5号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第6号 仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第7号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第8号 仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第9号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について
- 議案第10号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について
- 議案第11号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について
- 議案第12号 然別生活館の指定管理者の指定について
- 議案第13号 仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第14号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第15号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について
- 議案第16号 農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について
- 議案第17号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第22号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第23号 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第24号 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について
- 日程第7 同意第1号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 意見案第1号 泊原子力発電所1・2号機の再稼働に関する意見書
- 日程第9 意見案第2号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書
- 日程第10 意見案第3号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書
- 日程第11 意見案第4号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書
- 日程第12 意見案第5号 若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書
- 日程第13 意見案第6号 消費税増税に反対する意見書
- 日程第14 意見案第7号 政党助成制度の廃止を求める意見書
- 日程第15 意見案第8号 郵政サービスの維持・確保を求める意見書
- 日程第16 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

平成24年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 会 平成24年3月19日 閉 会 平成24年3月19日

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番 住 吉 英 子	2 番 嶋 田 茂	3 番 宮 本 幹 夫
4 番 大 野 雅 義	5 番 山 下 敏 二	6 番 林 正 一
7 番 上 村 智 恵 子	8 番 横 関 一 雄	9 番 水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 三 浦 敏 幸	教 育 長 原 田 修
副 町 長 吉 本 潔	教 育 次 長 戸 嶋 新 二
総 務 課 長 角 谷 義 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長 (川 北 享)
財 政 課 長 西 條 廣 幸	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (角 谷 義 幸)
会 計 管 理 者 藤 原 聡	監 査 委 員 中 西 勇
企 画 課 長 鈴 木 昌 裕	
住 民 課 長 門 脇 吉 春	
ほ け ん 課 長 土 井 幸 夫	
農 政 課 長 川 北 享	
建 設 課 長 林 典 克	

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 井 秋 男
議 事 係 主 任 本 多 弘 一

## 開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（水田 正）おはようございます。これから、会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員』の指名を行います。3月9日に引き続き、5番・山下君、6番・林君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員長（山下敏二）皆さん、おはようございます。議会運営委員会決定事項について、報告いたします。去る3月16日、金曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱いと議会運営に関する事項について調査いたしました。議会委員会決定事項。まず、はじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件、意見書1件が追加で付議されております。次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3、報告、平成24年度各会計予算特別委員会審査報告については、3月9日に委員会付託された議案17件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いをいたします。日程第4から第5の条例改正、日程第6の規約変更、日程第7の同意、日程第8から第14の意見書については、先に決定のとおり進めます。日程第15、意見書については、即決審議でお願いをいたします。日程第16、委員会の閉会中の継続審査、日程第17、委員会の閉会中の所管事務調査については、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。委員長報告のとおり議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認め、そのように決定しました。

### 日程第3 平成24年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（水田 正）日程第3、報告第1号『平成24年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○予算特別委員長（山下敏二）平成24年度各会計予算特別委員会報告書について、ご説明いたします。別冊議案書の2の1ページであります。報告第1号、平成24年度各会計予算特別委員会審査報告書。付託案件であります。平成24年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号から議案第8号までの条例改正、議案第9号から議案第17号までの指定管理者の指定、議案第18号から議案第21号までの平成24年度一般会計予算及び3特別会計の予算であります。付託案件の内容であります。先に説明した付託案件、合計17件の可否についての審査であります。委員会開催日、委員会出席者は記載のとおりであります。次に、2ページであります。仁木町議会委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者は記載のとおりであります。

審査の経過であります。第1回仁木町議会定例会において議長を除く議員8名により構成する「平成24年度各会計予算特別委員会」が設置され、審査では、町長はじめ副町長、教育長他、各関係課長らの説明員の出席を求め、町長から提出のあった条例改正議案、指定管理者の指定議案、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものであります。次に、3ページでございます。審査の内容でございますが、議案第5号の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の審査では、財政シミュレーションと関連して、各種委員などの報酬改正の経緯と報酬のあり方、行革プランの削減効果などについての質疑、確認があり、「平成20年度から実施された行革プランも今年度で最終年度を迎え、その中で各種委員の報酬も下げたところである。財政の健全化ということもあり、長期にわたっては若干の不安も感じるが、委員の皆様には、これまで以上に良い仕事をしていただきたいので賛成する」との賛成討論がありました。反対討論はありませんでした。議案第6号の職員給与に関する条例等の一部改正の審査では、東日本大震災に伴う国家公務員給与削減における本町職員給与の取り組みなどについての質疑、確認があり、「この10年間の財政シミュレーションを見ても、職員給与の復元には不安を感じる場所もあるが、今の職員の給料体制も大変厳しいものだと見受けられる。職員給料を戻し、これまで以上に良い仕事をしていただきたいと考え、賛成する」との賛成討論がありました。反対討論はありませんでした。議案第7号の地域支援事業及び生活支援事業条例の一部改正の審査では、外出支援サービス事業の利用条件についての質疑、確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第8号の簡易水道事業給水条例の一部改正の審査では、質疑、討論はありませんでした。議案第9号から17号までの指定管理者の指定議案9件の審査では、銀山生活改善センターでの使用料減免の取り扱い、山村開発センターの人件費の内容、観光農園等管理施設の無償譲渡が見送られた経緯や今後の施設のあり方についての質疑、確認がありましたが、指定管理者の指定議案において討論はありませんでした。次に、4ページであります。議案第18号の一般会計予算の審査では、歳出で仁木消防支署用地の借上料、公用車運行業務の契約方法、温泉源の維持管理、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種状況、各種農業施策の取り組み状況、銀山中央団地建替事業におけるB棟建設工事、防災備蓄や避難訓練の災害対策、A L T導入の効果、中学校における武道必修化に向けた取り組み内容、学校給食における地場産品の活用などの質疑、確認があり、歳入では町税における所得区別の課税額についての質疑、確認がありました。討論では、「今年度で行財政改革が終わり、職員の給与は戻る一方、生活支援事業は値上げになる。外出支援サービス料金の値上げに見合うサービスも広げてほしいと思うが、水道の基本料金が10トから8トに下がったことは画期的である。また、予防事業などの町独自の施策も素晴らしいものがある。銀山中央団地建替事業もB棟の建設事業にかかり住民が増えると考えられることから賛成する」とする賛成討論がありました。反対討論はありませんでした。議案第19号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、医療費に対する保険料の割合、国保加入者の割合などの質疑、確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第20号の簡易水道事業特別会計予算の審査では、一般会計からの繰入金の内容などについて質疑、確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第21号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、質疑はありませんでした。討論では、「後期高齢者医療制度はできる前から反対である。北海道で広域的にやることは、毎回の制度改正の中で必ず保険料が上がると考えられる。北海道において、平均所得は62万9000円で全国23位なのに対し、保険料は全国10位と高い位置にある。これ以上の保険料増加には容認できない立場で反対する」との反対討論がありました。一方、「十分に理解するものであり賛成する」との賛成討論がありました。次に、5ページであります。決定事項であります。議案第5号『報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定しました。議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定』については、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第7号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定しました。議案第8号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第9号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第10号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定しました。議案第11号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定しました。議案第12号『然別生活館の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、決定すべきものとして決定をいたしました。議案第13号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第14号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第15号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定いたしました。次に、6ページであります。議案第16号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第17号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第18号『平成24年度余市郡仁木町一般会計予算』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第19号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第20号『平成24年度余市郡簡易水道事業特別会計予算』は、賛成多数により、可決すべきものとして決定をいたしました。議案第21号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、賛成多数（起立多数）により、可決すべきものとして決定をいたしました。特別委員会において以上のとおり決定しましたので、仁木町議会議事規則第76条の規定により報告をいたします。平成24年3月16日、仁木町議会議長 水田 正様。平成24年度各会計予算特別委員会委員長 山下敏二。以上で、報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長の報告が終わりました。委員長報告の中で、議案第20号、平成24年度余市郡簡易水道事業特別会計と申しておりますが、これは仁木町簡易水道事業特別会計でございます。訂正いたしたいと思っております。これから、委員長報告に対する質疑を行います。委員長が只今報告の付託案件を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。山下委員長、自席へお戻りください。これより、付託案件ごとに討論・採決を行います。それでは、議案第5号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。横関君。

○8番（横関一雄）議案第5号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の賛成討論を行います。平成20年度から実施してきた行財政構造改革プランも、今年度で最終年度を迎えました。行革プランでは、各種委員の報酬や職員給料、補助金などの削減を行い、また、この間、国からの各種交付金の交付もあり、約11億円の削減効果となる見込みであります。今後10年間の財政シミュレーションでは、平成32年度での基金残高は7億3400万円まで減少する推計となっております。そのような状況の中、プランの終了と

ともにすべてを元に戻すのは、不透明な財政状況を考慮したとき、若干の不安を感じる場所ではありますが、各種委員の皆様には、より良い町づくりのために、今後、職務を全うしていただきたいと考え、賛成するものであります。

○議長（水田 正）他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで、討論を終わります。これから、議案第5号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、議案第5号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。議案第6号に対する委員長の報告は「可決」です。したがって、可決に反対する者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）次に、可決に賛成する者の発言を許します。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』の賛成討論を行います。議案第5号と同様にプランの終了とともに、すべてを元に戻すには、不透明な財政状況を考慮したとき、若干の不安を感じる場所ではありますが、職員の給与については、生活給でもあり、より良い町づくりのため、これまで以上に職務に専念していただきたいと考え、賛成するものであります。

○議長（水田 正）他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで、討論を終わります。これから、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第7号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第7号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第8号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第8号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第8号「仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第9号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第9号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第10号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第10号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第11号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第11号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第12号『然別生活館の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第12号『然別生活館の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号『然別生活館の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第13号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第13号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号『仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第14号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第14号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第15号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、議案第15号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第16号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第16号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第17号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、議案第17号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第18号『平成24年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。議案第18号に対する委員長の報告は「可決」であります。したがって、可決に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）賛成者の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村です。平成24年度一般会計予算に対して賛成討論をいたします。2012年度の政府予算案は、地方自治体にとって厳しさはあるものの、2009年度からの1兆円規模の枠組みなど、地方交付税の回復、増額措置が基本的に維持されています。また、毎年のように補正予算で地方支援が組まれており、仁木町の行財政構造改革プランと相まって基金の積み上げがされ、今回、町職員の10%減の給与も戻ることになったと思います。基本的に公務員の給与引き下げは、労働者や年金生活者などにも影響してきます。しかし、これだけの不況の中、どうしても厳しい目が職員や議員に注がれます。だからこそ町民のために全力を注がなくてはなりません。原発に頼らないまちづくり、農業に強いまちづくりのために頑張りましょう。今年度の予算の中で生活支援事業は、介護報酬の単価で積算し値上げになるようですが、それに合わせて回数を増やすとか、サービスの幅を広げるとか、内容の充実をしていくべきではないでしょうか。しかし、一方、水道料金が値上げになったときから、5ト未満しか使わない65歳以上の方が23%もいるという不公平感が拭えず、何とか福祉の方からでも減免制度を作ってもらえないかという要求を訴えてきましたが、今回、基本料金を10トから8トにさせていただいたことは、他の町では考えられないことで、画期的なことだと思います。また、予防事業など、うちの町独自の政策も素晴らしいものがありますので、ぜひ続けていただきたいと思います。行革プランで削られるところだった大江・銀山の保育所も今回もまた指定管理者制度で3年間の延長が図られ、銀山の学童保育はぎんれい36A棟の中に入ることができ、B棟も本年度に完成、若い住民が増えることを期待し、この予算に賛成します。

○議長（水田 正）他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで討論を終わります。これから、議案第18号『平成24年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、議案第18号『平成24年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第19号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、議案第19号『平成24年度余

市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号『平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第20号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第20号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号『平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第21号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）議案第21号に対する委員長の報告は「可決」であります。したがって、可決に反対者の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。後期高齢者医療制度はできる前から反対でした。北海道で、広域でやることは、毎回の制度改正の中で必ず保険料は上がり、特に北海道は平均所得62万9000円で全国23位、それに対し、保険料は全国で10位と高い位置です。私はこれ以上の増加というのは容認できない立場で反対いたします。

○議長（水田 正）次に、可決に賛成の発言を許します。林君。

○6番（林 正一）6番、林。平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、十分理解いたしましたので、賛成するものであります。

○議長（水田 正）他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで討論を終わります。これから、議案第21号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は「可決」です。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、議案第21号『平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第22号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第4、議案第22号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第22号でございます。『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年3月7

日提出。仁木町長 三浦敏幸。なお、改正内容の詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第22号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。仁木町税条例の一部を改正する条例につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方公共団体特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第109号）及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に関する地方税の金利特例に関する法律（平成23年法律第118号）、これが平成23年12月2日公布、また、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）が平成23年12月14日に公布されたことに伴いまして、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。新旧対照表をお開き願います。右側が現行、左側が改正案となっております。1ページでございます。第95条、たばこ税の税率につきましては、旧3級品以外に係る市町村たばこ税の税率を平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこ1000本につき4618円を、5262円に改正するものでございます。第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等につきましては、平成25年1月1日以後に支払われる退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額から1/10に相当する金額を控除する措置を廃止するものでございます。次に、第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、旧3級品、これはわかば、エコー、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット、しんせいの6品目に係る市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこ1000本につき2190円を2495円に改正するものでございます。次に、第22条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございまして、東日本大震災による住宅や家財等の損失額を平成22年度分の総所得金額から雑損控除として控除できる改正の条文の整理でございます。次に2ページ、一番下段でございます。第25条、個人の町民税の税率の特例等につきましては、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率、現行3000円を500円引き上げ、3500円に改正するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）まず、原案に反対者の発言を許します。上村君。

○委員（上村智恵子）市町村たばこ税を1000本につき現行4618円から5262円に644円引き上げは、実質的に庶民の負担を伴わず税の増額を調整するものであり賛成します。しかし、町民税の均等割を3000から3500円に500円引き上げるということは、東日本大震災に関して地方自治体の防災のための施策に必要な財源確保が名目となっておりますが、一方では、大企業向け法人税を引き下げるなど、復興を口実にした庶民増税であり、反対いたします。

○議長（水田 正）次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで、討論を終わります。これから、議案第22号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、議案第22号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第23号

### 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（水田 正）日程第5、議案第23号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第23号でございます。『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町水泳プール設置条例（昭和44年仁木町条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成24年3月7日提出。仁木町長 三浦敏幸。なお、この条例の一部改正の詳細につきましては、戸嶋教育委員会教育次長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）戸嶋教育次長。

○教育次長（戸嶋新二）議案第23号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例について』、ご説明申し上げます。仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例につきましては、スポーツ振興法の全面改正により、スポーツ基本法が平成23年6月24日に公布されております。なお、平成23年8月24日に、この法律の施行がされたことに伴い、仁木町水泳プール設置条例におきましても所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表をお開き願います。本条例の一部改正は、条例中に法律名を引用してありまして、その条項を改正するものであります。右側が現行、左側が改正案となっております。右側の現行におきましては、第2条中のアンダーライン、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）が全面改正になることとなります。左側の改正案におきましてスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に法律名を改めるものであります。左側下段につきましては附則、施行期日の定めがございまして、公布の日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、議案第23号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第24号

### 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について

○議長（水田 正）日程第6、議案第24号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第24号でございます。『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成24年3月7日提出。仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、角谷総務課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）議案第24号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』、ご説明申し上げます。北海道市町村総合事務組合とは、市町村・一部事務組合等、非常勤の消防団員及び非常勤任用職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、また、非常勤消防団員の退職報償金等への支払事務などを共同処理することを目的に設置された組織であります。このたび、空知管内の上砂川町が、砂川地区広域消防組合への加入によりまして、消防関係の共同処理する事務について、砂川地区広域消防組合において取り扱うこととなりました。北海道市町村総合事務組合規約別表第2、第3条関係の共同処理する団体の変更について協議いただくものでございます。新旧対照表をご覧ください。右側が現行の規約でありまして、左側が変更規約案であります。変更箇所につきましては、別表第2の1、共同処理する団体から上砂川町を削るものであります。この規約変更によりまして、消防関係等を共同処理する事務の組合構成団体は、8市6町42組合となります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第24号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第7 同意第1号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（水田 正）日程第7、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、同意の第1号でございます。『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任につい



て』、仁木町固定資産評価審査委員会委員 佐々木重男は、平成24年5月5日にその任期を満了するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。平成24年3月7日提出。仁木町長 三浦敏幸。記。余市郡仁木町尾根内714番地2、吉川輝光、昭和28年1月25日生。固定資産評価審査委員会の設置について既にご承知かと思えますけども、再度説明をさせていただきます。固定資産の評価については、地方税法第404条第2項により、固定資産評価の職務は町長が行うこととされていますが、その職務は地方税法第405条の規定により、固定資産評価補助員、これは税務職員が補助員となっております。評価補助員が評価した土地家屋は、その評価額が妥当と判断したとき、町長が決定し、直ちに固定資産課税台帳に登録されます。固定資産課税台帳に登録された事項、これは登記簿に登録された事項は除きますが、これについては、納税者の不服申し出については、町長に処理させることとせず、独立の中立的な機関において審査することが、より適正、公平であるという趣旨から固定資産評価審査委員会を設置するものであります。設置根拠は地方税法第423条第1項でございます。委員の定数は、仁木町においては3人。現委員は、仁木地区においては渡邊 司委員、然別・大江地区におきましては河井 猛委員、それと銀山・尾根内・長沢地区におきましては、先程申し上げました佐々木重男委員でございます。委員の資格要件といたしましては、市町村の住民で市町村税の納税義務のある方であります。委員の任期としては3年。委員の選任につきましては、只今上程しておりますが、議会の同意を得て市町村長が選任をするものでございます。委員の兼職禁止等、固定資産評価審査委員は次の職と兼ねることができません。1つは、国会議員及び地方公共団体の議会の議員。2つとしては、地方団体の長。3つ目としては、農業委員会の委員。そして固定資産評価員。この4つは兼職の禁止でございます。それでは、吉川輝光氏の経歴等をもって上程委員の提案理由とさせていただきます。吉川輝光氏は昭和28年1月25日生まれで、現在満59歳であり、住所は先程申し上げましたように仁木町尾根内714番地2であります。経歴につきましては、昭和50年3月に北海道拓殖短期大学農業経営学科をご卒業され、同年4月、銀山農業協同組合、現新おたる農業協同組合に入組され、平成12年4月に新おたる農業協同組合銀山支所長。平成15年6月に新おたる農業協同組合管理部長。平成21年2月には、審査室審査役を務められ、平成22年1月、新おたる農業協同組合を退職し、現在は家業の農業を営まれております。この間、町内会をはじめ、農業関係の他団体の役員等を歴任され、地域活動にもご尽力されております。固定資産の評価にあたっては、正確性、信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては、複雑かつ難易度が増してきております。また、平成14年度からは、路線価の公開とともに課税明細書の送付が義務付けられたことによりまして、これまで以上に評価等に対する納税者の関心度が高まってきており、公正かつ妥当性の保持など、審査にあたる固定資産評価審査委員の役割も重要となってきております。吉川輝光氏は、旧銀山農業協同組合職員時代より、税に対する高度な知識の習得はもちろんのこと、同組合員の青色申告制度への加入促進並びに懇切丁寧な納税相談や納税指導をしてきた経歴がございます。このようなことから、私といたしましては、吉川輝光氏は固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、議会のご同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。暫時休憩します。

**休 憩 午前10時35分**

**再 開 午前11時00分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔全員起立〕

○議長（水田 正）全員起立です。したがって、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

### 日程第8 意見案第1号 泊原子力発電所1・2号機の再稼働に関する意見書

○議長（水田 正）日程第8、意見案第1号『泊原子力発電所1・2号機の再稼働に関する意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）意見書についてご説明します。別冊議案書の6ページです。意見案第1号『泊原子力発電所1・2号機の再稼働に関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年3月7日提出。提出者は、私、嶋田 茂、賛成者は、大野雅義議員です。本意見書につきましては、仁木町民852名の署名とともに要望されたものでありまして、泊原子力発電所から近傍に位置する本町にとって影響が大きい意見書であることから、意見書提出の趣旨説明を行います。昨年末に福島第一原子力発電所事故の収束を宣言し、電力各社によるストレステストの結果についての原子力安全保安院の安全性評価を口実に、早期の再稼働につき進もうとしています。福島第一原子力発電所事故は、原子力発電所の危険性をはっきりと示し、溶けた3つの炉心がどうなっているのか、今何が起きているのか、誰にもわからない状況で事故が収束していると思えません。よって、福島第一原子力発電所のような事故が泊原子力発電所で発生した場合、泊原子力発電所から東10.3kmから20数kmに位置する本町は、住民の健康や基盤産業である農業に深刻な打撃を受けることは必至であることから、国及び政府においては福島第一原子力発電所事故の検証を抜きに、北海道においては住民の合意なしに、泊原子力発電所1・2号機の再稼働を認めないことを強く要望するものであります。なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力安全・保安院院長、原子力安全委員会委員長、北海道知事です。ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。嶋田君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、意見案第1号『泊原子力発電所1・2号機の、再稼働に関する意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定するこ



とに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第1号『泊原子力発電所1・2号機の再稼働に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 意見案第2号

### 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

○議長（水田 正）日程第9、意見案第2号『基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の8ページです。意見案第2号『基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年3月7日提出。提出者は、私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、地域主権推進担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、意見案第2号『基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、意見案第2号『基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 意見案第3号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

○議長（水田 正）日程第10、意見案第3号『ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の10ページです。意見案第3号『ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年3月7日提出。提出者は、私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。こ

れから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、意見案第3号『こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第3号『こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11 意見案第4号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書

○議長（水田 正）日程第11、意見案第4号『父子家庭支援策の拡充を求める意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の12ページです。意見案第4号『父子家庭支援策の拡充を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年3月7日提出。提出者は、私、住吉英子、賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、男女共同参画担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、意見案第4号『父子家庭支援策の拡充を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第4号『父子家庭支援策の充実を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12 意見案第5号 若者の雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書

○議長（水田 正）日程第12、意見案第5号『若者の雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。住吉君。

○1番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の14ページです。意見案第5号『若者の雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年3月7日提出。提出者は、私、住吉英子、賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、意見案第5号『若者の雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第5号『若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 意見案第6号 消費税増税に反対する意見書

○議長（水田 正）日程第13、意見案第6号『消費税増税に反対する意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。上村君。

○委員（上村智恵子）意見案第6号、提出意見書について説明いたします。別冊議案書の16ページです。意見案第6号『消費税増税に反対する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年3月7日提出。提出者は、私、上村智恵子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、意見案第6号『消費税増税に反対する意見書』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、意見案第6号『消費税増税に反対する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14 意見案第7号 政党助成制度の廃止を求める意見書

○議長（水田 正）日程第14、意見案第7号『政党助成制度の廃止を求める意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。別冊議案書の18ページです。意見案第7号『政党助成制度の廃止を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成24年3月7日提出。提出者は、私、

上村智恵子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。赤ちゃんからお年寄りまで1人毎年250円の税金が政党の資金に使われる。まず、ここから身を削ることが大事だと思います。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、意見案第7号『政党助成制度の廃止を求める意見書』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（水田 正）起立多数です。したがって、意見案第7号『政党助成制度の廃止を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 意見案第8号 郵政サービスの維持・確保を求める意見書

○議長（水田 正）日程第15、意見案第8号『郵政サービスの維持・確保を求める意見書』を議題とします。本件について提出議員の説明を求めます。宮本君。

○3番（宮本幹夫）提出意見についてご説明をさせていただきます。別冊議案書2の方でございます。ページ数は、10ページでございます。意見案第8号『郵政サービスの維持・確保を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出いたします。平成24年3月19日。提出者、宮本幹夫、賛成者は、大野議員でございます。なお、意見書の内容につきましては、別冊2の11ページに記載してございます。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革内閣府特命担当大臣でございます。どうぞご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。宮本君、自席へお戻りください。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、意見案第8号『郵政サービスの維持・確保を求める意見書』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、意見案第8号『郵政サービスの維持・確保を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第16 委員会の閉会中の継続審査

○議長（水田 正）日程第16『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。山下議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

### 日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（水田 正）日程第17『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。上村総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。お諮りします。上村総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、上村総務経済常任委員会委員長から申し出の決定のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。暫時休憩します。

**休 憩 午前11時24分**

---

**再 開 午前11時25分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。三浦町長から発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成24年第1回仁木町議会定例会の閉会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、3月7日に開会以来、本会議並びに各会計予算特別委員会の開催など、本日まで実質6日間にわたりまして、平成24年度予算案、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をはじめ条例改正6件、仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定についてをはじめ指定管理者の指定議案9件、北海道市町村総合事務組合規約の変更並びに仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について、すべての案件につきまして、提案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。ご案内のとおり第1回定例会は、平成24年度1年間の予算を審議する場でありますから、町民の日々の生活に直結する大変重要な予算であると言われております。私にとりまして、町長を仰せつかって以来、11回目となります予算編成でもありましたから、初心に立ち返り、主権在民の言葉どおり、町民の皆さんの立場を最優先に考え取り組んでまいりました。山下特別委員長の下、4日間にわたり慎重審議をいただきました平成24年度の各会計当初予算の審査過程におきまして、種々賜りました含蓄あるご意見やご指導につきましては、そのすべてが正に最もなことばかりであり、予算の執行にあたりましては、これらのご意見等を糧とし、有言実行をもってことにあたってまいり所存であります。くどいようですが、私の町長就任12年目を迎える集大成とも言えます平成24年度予算が、本当に気持ちよくスムーズにご可決賜りましたことに、改めまして衷心より感謝と御礼を申し上げます。振り返ってみますと、町長職を仰せつかった平成13年度は、国民から絶大な人気と支持を得た小泉内閣が誕生し、



その後、地方にも応分の負担を強いる施策や市町村合併推進などの三位一体改革がスタートいたしました。地方交付税は、我が町の税収を上回る激減状態となり、今後の町財政運営に大きな不安を感じる数年が経きました。このような中、平成16年度には、昭和29年の洞爺丸台風から50年ぶりと言われるほどの大型台風18号が北海道を直撃し、本町においても約20億円という大災害に見舞われました。あれから、8年目を迎えようとしておりますが、ようやく農業においても落ち着きを取り戻してきた感はありますが、未だ傷跡が癒えていないと言っても過言ではありません。政府においても、小泉総理退陣後は、安倍、福田、麻生内閣と変遷を重ね、民主党内閣に政権が移っても、地方においては苦しい財政運営が続いてまいりました。この間の救いといたしましては、地方の疲弊に危機感を抱いた政府の緊急的な対策措置でありました地域活性化きめ細かな臨時交付金や、地域活性化経済危機対策交付金等の交付措置がなされ、これら交付金の有効活用により、長年懸案の数々の事業を実施することができました。町民と議会、行政が連携し、一枚岩となつての行革プランの実行、施策の推進により、行財政構造改革も当初の目標以上に成果を上げることができました。あと数日で平成24年度がスタートいたします。昨年11月から住民生活や各種要望達成のため、英知を結集して、ひとつひとつ積み上げてきた予算でありますから、最小の経費で最大の効果を上げるという行政の基本に立ち返り、虚心坦懐の心意気で、その執行に奮闘邁進してまいりる覚悟であります。そのような中、国、中央においては、消費税増税問題をはじめ、TPP環太平洋連携協定への参加、3.11東日本大震災後のかれきの処理対策や原子力防災対策等と、未だ混迷の状況が続いております。遅々として進まない展開に私としても苛立ちを覚えております。安寧な国民生活のためにも、政党間の垣根を乗り越え、与野党が胸襟を開いて国政の安定を図ってもらいたいものと切に願う次第であります。水田議長、横関副議長をはじめ、議員の皆さん、関係機関、団体の皆さんには、これまでも増して叱咤激励を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げる次第であります。結びに、待ち遠しかった春がようやくやってまいりました。本年は、例年になく冷え込みが厳しい年でもありましたから、果樹木やブドウなどの凍害が心配でなりません。今年の干支、辰、龍には、9つの良いことがあると言われておりますから、その運により、辰年のこの1年が、何事もなく豊穡の秋を迎えることができるよう、また、平穩無事ですばらしい年であることを心から願う次第であります。なお、本年も昨年に引き続き、豪雪の年でありましたので、町とJAにより、融雪剤への助成をすることで現在事務を進めております。関連する予算については、4月の臨時議会を予定しておりますので、格別のご理解をお願い申し上げます。水田議長、横関副議長はじめ、議員各位、中西監査委員におかれましては、卒業式、入学式などの各種行事への出席などの対応で大変かと思いますが、健康には十分ご留意の上、ご活躍されますよう切にお祈り申し上げまして、第1回仁木町議会定例会閉会にあたってのご挨拶といたします。長期間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございます。

○議長（水田 正）町長の挨拶が終わりました。第1回定例会を閉会するにあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。今定例会には、平成23年度の補正予算をはじめ、平成24年度の当初予算、更には、条例改正や指定管理者の指定議案など数多くの議案を審議いたしました。議員各位のご精励により無事閉会を迎えることができ安堵しております。また、町長をはじめ、管理職の皆さんには、定例会、予算委員会での熱心な説明や答弁をいただき、感謝する次第であります。三浦町長には、定例会や予算委員会での各議員からの質問や意見などを精査いただき、より良い仁木町づくりに邁進いただきたいと存じます。さて、本日の定例会にご出席いただいた管理職には、本日の議事を最後とする管理職の方が3名おられます。退職される3名の方には、議会や議員への様々な対応、説明場面が思い起こされるものと察するところであります。西條財政課長、戸嶋

教育次長、藤原会計管理者、長い公務員生活、大変お疲れ様でした。今後も健康にご留意されまして、益々ご  
壮健にて、外からの目線で行政、議会に対しまして、ご助言やご提言をいただければと思うところであり  
ます。議員一同、お三方の前途がこれからの人生において有意義で充実した時間となりますよう、お祈りする次第  
であります。本当にご苦勞様でした。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則  
第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。  
これで、本日の会議を閉じます。平成24年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でし  
た。

閉 会 午前11時35分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成24年3月7日～19日（13日間）

3日目 平成24年3月19日（月曜日）

（開会～午前9時30分／閉会～午前11時35分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成24年度各会計予算特別委員会報告書		
	議案第5号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第6号 仁木町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第7号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第8号 仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第9号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第10号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第11号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第12号 然別生活館の指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第13号 仁木町大江生活改善センターの指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第14号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第15号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第16号 農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第17号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	H24. 3. 19	原案可決
	議案第18号 平成24年度余市郡仁木町一般会計予算	H24. 3. 19	原案可決
	議案第19号 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H24. 3. 19	原案可決
	議案第20号 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H24. 3. 19	原案可決
	議案第21号 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H24. 3. 19	原案可決



議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第22号	仁木町税条例の一部を改正する条例制定について	H24. 3. 19	原案可決
議案第23号	仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について	H24. 3. 19	原案可決
議案第24号	北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について	H24. 3. 19	原案可決
同意第1号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	H24. 3. 19	同意可決 (吉川輝光)
意見案第1号	泊原子力発電所1・2号機の再稼働に関する意見書	H24. 3. 19	原案可決
意見案第2号	基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書	H24. 3. 19	原案可決
意見案第3号	こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書	H24. 3. 19	原案可決
意見案第4号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書	H24. 3. 19	原案可決
意見案第5号	若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書	H24. 3. 19	原案可決
意見案第6号	消費税増税に反対する意見書	H24. 3. 19	原案可決
意見案第7号	政党助成制度の廃止を求める意見書	H24. 3. 19	原案可決
意見案第8号	郵政サービスの維持・確保を求める意見書	H24. 3. 19	原案可決